

市川市条例第 68 号

市川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 市民

- 2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、児童福祉」を削り、「係る事項」の次に「及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第 号）第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項」を加える。

第3条第1項中「25人」を「18人以内」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

子ども・子育て会議委員及び臨時委員	〃 9,100円
-------------------	----------